

三原市立小泉小学校 いじめ防止対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日に公布、同年9月28日に施行)の第22条に基づき、三原市立小泉小学校いじめ防止対策委員会の設置および運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめの防止にかかわる委員会を設置し、児童・保護者に対して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的・実効的に対応する姿勢を明確に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取り組みを通して、未然防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ防止対策委員会」の委員は、校長が指名し、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、その他校長が認める職員によって構成する。また、校長の判断により、専門的な知識を有する者(いじめ専門相談員、警察、民生委員、医師など)を参加させることができる。

(取り組み内容)

第4条 「いじめ防止対策委員会」は以下の役割を担うものとする。

(1) いじめの未然防止の体制整備及び取り組み

- ① いじめの未然防止のための組織づくり
- ② 職員研修の企画・運営(職員の資質向上、人権学習に係る研修など)
- ③ 早期発見のための措置

○日記指導、1日の振り返り等を通して、日常的な行動の様子を把握する。

○年間1回、また必要に応じて、給食の時間を活用して、担任による面接を行う。

(面接時各学級に担任の代わりに給食指導にいく教職員が必要なため、高学年から随時行っていく。)

○定期的なアンケート調査(每学期1回、児童・保護者・教職員)と児童の欠席日数等の把握(毎月)

- ④ 外部関係機関(警察、子ども総合相談所、医療機関等)との連携

- ⑤ いじめ問題の取り組みを保護者や地域へ発信

(2) いじめの相談・通報の窓口としての役割

○相談窓口の周知に努める。(校内掲示、学期ごとの通知文の配付)

○相談窓口、保健室の利用等の情報の共有を月1回必ず行う。(生徒指導委員会)また、気になる場合はこれに限らず、すぐ教職員間での情報共有を行い、児童を大勢の目で見守る。

○毎月1回の安全点検で、環境の変化を把握する。

- (3) いじめの疑いがあるという情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、保存、引継ぎ

- (4) いじめの疑いがあるという情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの迅速な情報共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制整備、対応方針の決定と保護者との連携等の対応
- いじめの状況把握及び分析
 - いじめを受けた児童に対する相談および支援
 - いじめを受けた児童の保護者に対する相談および支援
 - いじめを行った児童に対する指導
 - いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- 各家庭においてインターネット等の利用状況のチェックの要請。
- (6) 専門的な知識を有する者・機関との連携
- 三原市教育委員会、三原警察署（沼田東交番）、民生児童委員、三原特別支援学校（教育相談主任）、市児童福祉課との連携を行う。また、必要に応じて、機を逃さず人権擁護委員、心療内科などの医療機関等とも連携を行う。
- (7) 教育委員会と連携し、指導を受ける。
- (8) その他いじめの防止にかかわること。

（会議運営）

第5条 「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、原則月一回開催する。ただし、いじめを発見した場合等では、校長の判断により、「臨時いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的かつ迅速な対応をする。

（その他）

第6条 この「いじめ防止対策委員会」に定めるもののほか、委員会の取り組み、運営などについて必要な事項は校長が定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。